

第 7 6 1 号  
平成29年12月10日 発行

# 天理市公報

発行 天 理 市  
編集 総務部総務課

## 目 次

規 則	番号	頁数
・天理市建設工事執行規則の一部を改正する規則	36	2
告 示	番号	頁数
・放置自転車等の保管について	404	3
・放置自転車等の保管について	405	3
・公示送達について	406	4
・公示送達について	407	4
・公示送達について	408	4
・公示送達について	409	5
・放置自転車等の保管について	410	5
・放置自転車等の保管について	411	5
・自動車臨時運行許可番号の執行取消について	412	6
・放置自転車等の保管について	413	6
・放置自転車等の保管について	414	6
・放置自転車等の保管について	415	7
・放置自転車等の保管について	416	7
・平成29年4月1日から平成29年9月30日までににおける水道事業及び下水道事業の業務状況について	417	7
・放置自転車等の保管について	418	25
・平成29年度天理市一般会計補正予算(第4号)の要領について	419	25
・放置自転車等の保管について	420	27
・公示送達について	421	27
・放置自転車等の保管について	422	27
・放置自転車等の保管について	423	28
・公示送達について	424	28
・放置自転車等の保管について	425	28
・放置自転車等の保管について	426	29
・平成29年第4回天理市議会定例会の招集について	427	29
・放置自転車等の保管について	428	29
・違反広告物の保管について	429	30
・放置自転車等の保管について	430	30
・公示送達について	431	30
・放置自転車等の保管について	432	31
・放置自転車等の保管について	433	31

・放置自転車等の保管について	434	31
・天理市介護保険福祉用具購入費の支給に係る受領委任払いに関する要綱の一部改正について	435	32
・天理市介護保険住宅改修費の支給に係る受領委任払いに関する要綱の一部改正について	436	32
・放置自転車等の保管について	437	32
・公示送達について	438	33
・放置自転車等の保管について	439	33
・放置自転車等の保管について	440	33
公 告	番号	頁数
・指定特定相談支援事業所指定障害児相談支援事業所の指定について	39	34
・農業振興地域整備計画書の変更について	40	34
・一般競争入札について	41	34
・農用地利用集積計画について	42	38
・一般競争入札について	43	38
・指定特定相談支援事業所指定障害児相談支援事業所の指定について	44	41
・一般競争入札について	45	42
教育委員会	番号	頁数
・定例教育委員会の招集について	16	43
・臨時教育委員会の招集について	17	43
農業委員会	番号	頁数
・農業委員会の招集について	12	43
公営企業	番号	頁数
・平成29年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について【公告】	38	44
・天理市指定給水装置工事事業者の指定について【告示】	7	44
・天理市指定給水装置工事事業者の指定について【告示】	8	44
・一般競争入札について【公告】	39	44
・一般競争入札について【公告】	40	47
・一般競争入札について【公告】	41	50
・一般競争入札について【公告】	42	53
・平成29年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について【公告】	43	56

# 規 則

(平成29年11月30日揭示済)

天理市建設工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成29年11月30日

天理市長 並 河 健

天理市規則第36号

天理市建設工事執行規則の一部を改正する規則  
天理市建設工事執行規則（昭和48年2月天理市規則第4号）の一部を次のように改正する。  
様式第1号中

「

指名希望の建設工事の種類			
1 土木工事業 (土)	8 電気工事業 (電)	15 板金工事業 (板)	22 電気通信工事業 (通)
2 建築工事業 (建)	9 管工事業 (管)	16 ガラス工事業 (ガ)	23 造園工事業 (造)
3 大工工事業 (大)	10 タイル・レンガ ブロック工事業 (タ)	17 塗装工事業 (塗)	24 さく井工事業 (さ)
4 左官工事業 (左)	11 鋼構造物工事業 (鋼)	18 防水工事業 (防)	25 建具工事業 (具)
5 とび・土木工事業 (と)	12 鉄筋工事業 (鉄)	19 内装仕上工事業 (内)	26 水道施設工事業 (水)
6 石工事業 (石)	13 ほ装工事業 (ほ)	20 機械器具設置 工事業 (機)	27 消防施設工事業 (消)
7 屋根工事業 (屋)	14 しゅんせつ工事業 (し)	21 熱絶縁工事業 (熱)	28 清掃施設工事業 (清)

」

を  
「

指名希望の建設工事の種類				
1 土木工事業 (土)	8 電気工事業 (電)	15 板金工事業 (板)	22 電気通信工事業 (通)	29 解体工事業 (解)
2 建築工事業 (建)	9 管工事業 (管)	16 ガラス工事業 (ガ)	23 造園工事業 (造)	
3 大工工事業 (大)	10 タイル・れん が・ブロック 工事業 (タ)	17 塗装工事業 (塗)	24 さく井工事業 (さ)	

4 左官工事業 (左)	11 鋼構造物工 事業 (鋼)	18 防水工事業 (防)	25 建具工事業 (具)
5 とび・土工 工事業 (と)	12 鉄筋工事業 (鉄)	19 内装仕上工 事業 (内)	26 水道施設工 事業 (水)
6 石工事業 (石)	13 舗装工事業 (舗)	20 機械器具設置 工事業 (機)	27 消防施設工 事業 (消)
7 屋根工事業 (屋)	14 しゅんせつ 工事業 (し)	21 熱絶縁工事 業 (熱)	28 清掃施設工 事業 (清)

に改める。

附 則

この規則は、平成29年12月1日から施行する。

## 告 示

(平成29年11月6日揭示済)

天理市告示第404号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年11月6日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日  
平成29年11月6日
- 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所  
天理市田井庄町671番地1  
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
  - (1) 返還期間  
平成29年11月6日から平成30年1月7日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日～翌年の1月3日を除く。）
  - (2) 返還時間  
天理市自転車等保管施設の営業時間
- 6 返還時に必要なもの
  - (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの（運転免許証・学生証・保険証等）
  - (2) 移動・保管費用（1台につき）
    - ア 移動費 2,050円
    - イ 保管費 1,020円（ただし、移動日から14日以内は無料）
- 7 連絡先  
天理市自転車等保管施設 電話 0743-62-7778  
天理市総務部地域安全課 電話 0743-63-1001

(平成29年11月6日揭示済)

天理市告示第405号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年11月6日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域外の公共の場所においてに放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成29年11月6日
  - 3 移動対象区域  
天理市中町478番地2先放置禁止区域外
  - 4 保管場所  
天理市田井庄町671番地1  
天理市自転車等保管施設
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成29年11月6日から平成30年1月7日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日～翌年の1月3日を除く。）
    - (2) 返還時間  
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成29年11月6日揭示済)

天理市告示第406号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び天理市税賦課徴収条例（昭和29年7月天理市条例第30号）第18条の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、当市収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成29年11月6日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 地方税法第20条の2の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成29年11月6日揭示済)

天理市告示第407号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び天理市税賦課徴収条例（昭和29年7月天理市条例第30号）第18条の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、当市収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成29年11月6日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 地方税法第20条の2の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成29年11月6日揭示済)

天理市告示第408号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び天理市税賦課徴収条例（昭和29年7月天理市条例第30号）第18条の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、当市収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成29年11月6日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 地方税法第20条の2の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成29年11月7日揭示済)

天理市告示第409号

公示送達について

下記書類の送達を受けるべき者の住所及び居所が明らかでなく、又は外国においてすべき送達につき困難な事情があるため、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条の規定で準用する地方税法（昭和25年法律226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市保険医療課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成29年11月7日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 国民健康保険法第78条の規定で準用する地方税法第20条の2第3項の規定により、揭示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

(平成29年11月7日揭示済)

天理市告示第410号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年11月7日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成29年11月7日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 保管場所  
天理市田井庄町671番地1  
天理市自転車等保管施設
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成29年11月7日から平成30年1月8日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日～翌年の1月3日を除く。）
    - (2) 返還時間  
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成29年11月7日揭示済)

天理市告示第411号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年11月7日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域外の公共の場所においてに放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
- 2 移動日  
平成29年11月7日
- 3 移動対象区域  
天理市二階堂上ノ庄町284番地先放置禁止区域外
- 4 保管場所

天理市田井庄町671番地1  
天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成29年11月7日から平成30年1月8日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日～翌年の1月3日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成29年11月9日揭示済)

天理市告示第412号

次の自動車臨時運行許可標識番号標の失効取消をしたので告示する。

平成29年11月9日

天理市長 並 河 健

記

自動車臨時運行許可番号標番号	失効取消年月日	失効取消理由	備考
奈良22-26 天理	平成29年11月9日	平成28年1月20日返納意志なしとして失効させたが、回収したため。	

(平成29年11月9日揭示済)

天理市告示第413号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年11月9日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成29年11月9日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

天理市田井庄町671番地1  
天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成29年11月9日から平成30年1月10日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日～翌年の1月3日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成29年11月10日揭示済)

天理市告示第414号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年11月10日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成29年11月10日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

天理市田井庄町671番地1  
天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成29年11月10日から平成30年1月11日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日～翌年の1月3日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成29年11月13日揭示済)

天理市告示第415号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年11月13日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成29年11月13日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

天理市田井庄町671番地1  
天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成29年11月13日から平成30年1月14日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日～翌年の1月3日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成29年11月14日揭示済)

天理市告示第416号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年11月14日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成29年11月14日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

天理市田井庄町671番地1  
天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成29年11月14日から平成30年1月15日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日～翌年の1月3日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成29年11月15日揭示済)

平成29年12月10日 日曜日

天理市公報

天理市告示第417号

地方公営企業法第40条の2第1項の規定により、平成29年4月1日から平成29年9月30日までににおける水道事業及び下水道事業の業務状況を次のとおり公表する。

平成29年11月15日

天理市長 並 河 健



## 平成29年度上半期天理市水道事業報告書

(平成29年4月1日から平成29年9月30日まで)

## 1 概 況

## (1) 総括事項

## (業務状況)

上半期末の給水戸数は、前年同期に比べ483戸（2.0%）増加の24,330戸となりましたが、給水人口は、543人（0.8%）減少の66,219人となりました。また、有収水量は、219,873m<sup>3</sup>（5.2%）減少の4,038,334m<sup>3</sup>となりました。

## (建設改良)

建設改良工事としましては、南六条町地内で配水管改良工事を行いました。また、西長柄町地内で13号取水井の改修工事を行いました。

## (経理状況)

経理面につきましては、大口需要者の使用量が減少したこと等により、給水収益は前年同期に比べ110,093,183円（10.5%）減少の935,304,557円となり、当期収入合計は前年同期に比べ116,903,378円（10.4%）減少の1,002,999,728円となりました。

一方費用は、受水費、減価償却費等が減少したことにより、前年同期に比べ81,887,562円（9.4%）減少の789,994,211円となりました。この結果、上半期の損益収支は213,005,517円の純利益となりました。

今後も引き続き効率的な事業運営を図り、「おいしくて安全な水の安定供給」を継続するために努力する所存であります。

## (2) 議会議決事項

議 会	議案番号	件 名	議決年月日
定例第2回	報告第2号	平成28年度天理市水道事業会計予算繰越計算書	平成29年6月8日
定例第2回	議案第42号	天理市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について	平成29年6月22日
定例第3回	議案第49号	平成29年度天理市水道事業会計補正予算（第1号）	平成29年9月21日
定例第3回	認定案第7号	平成28年度天理市水道事業会計決算認定について	平成29年9月21日

(3) 行政官庁認可事項

申請年月日	件名	申請先	許可等年月日
平成29年4月1日	平成29年度水道施設等耐震化等補助金交付申請	奈良県知事	平成29年4月1日

(4) 職員に関する事項

平成29年9月30日現在（単位：人）

職名	事務職員	技術職員	再任用職員	計
職員数	11	16	5	32

(5) 料金その他供給条件の設定、変更に関する事項

該当事項は、ありません。

2 工 事

上半期に施工した主な工事（消費税及び地方消費税込み）は、次のとおりです。

（契約金額1,000万円以上）

工 事 名	金 額（円）	備考
(28年度繰越 配水管改良工事費) 南六条町地内 大和御所道路天理東地区舗装改良工事に伴う φ150～100mm配水管改良工事	22,069,800	
南六条町地内 大和御所道路天理西地区舗装改良工事に伴う φ150～100mm配水管改良工事	26,690,040	
(29年度 取水施設費) 西長柄町地内 13号取水井改修工事	12,657,600	

3 業 務

(1) 業務量

事 項	平成29年度	平成28年度	比 較	
			増 減	増減率(%)
9 月 末 給 水 人 口 (人)	66,219	66,762	△ 543	△ 0.8
9 月 末 給 水 戸 数 (戸)	24,330	23,847	483	2.0
上 半 期 配 水 量 (m <sup>3</sup> )	4,356,017	4,581,959	△ 225,942	△ 4.9
上 半 期 有 収 水 量 (m <sup>3</sup> )	4,038,334	4,258,207	△ 219,873	△ 5.2
上 半 期 有 収 水 量 率 (上半期有収水量/上半期配水量) (%)	92.7	92.9	△ 0.2 ポイント	

(2) 事業収入に関する事項

(単位：円)

事 項	平成29年度	平成28年度	比 較	
			増 減	増減率(%)
水 道 事 業 収 益	1,002,999,728	1,119,903,106	△ 116,903,378	△ 10.4
営 業 収 益	943,253,860	1,048,382,397	△ 105,128,537	△ 10.0
営 業 外 収 益	59,745,868	71,520,709	△ 11,774,841	△ 16.5
特 別 利 益	0	0	0	—

(消費税及び地方消費税抜き)

(3) 事業費に関する事項

(単位：円)

事 項	平成29年度	平成28年度	比 較	
			増 減	増減率(%)
水 道 事 業 費 用 (うち、繰越分)	789,994,211 2,225,000	871,881,773 0	△ 81,887,562 2,225,000	△ 9.4 —
営 業 費 用 (うち、繰越分)	747,976,471 2,225,000	824,511,547 0	△ 76,535,076 2,225,000	△ 9.3 —
営 業 外 費 用	41,850,840	47,032,596	△ 5,181,756	△ 11.0
特 別 損 失	166,900	337,630	△ 170,730	△ 50.6
予 備 費	0	0	0	—

(消費税及び地方消費税抜き)

## 4 会 計

## (1) 予算執行状況

## イ 収益の収入及び支出

(単位：円)

科 目		予 算 現 額	上半期執行額	未 執 行 額
収 入	水道事業収益	2,180,898,000	1,067,257,655	1,113,640,345
	営業収益	2,059,551,000	1,007,472,091	1,052,078,909
	営業外収益	121,345,000	59,785,564	61,559,436
	特別利益	2,000	0	2,000
支 出	水道事業費用 (うち、繰越分)	1,994,596,000 2,403,000	818,695,702 2,403,000	1,175,900,298 0
	営業費用 (うち、繰越分)	1,899,787,000 2,403,000	776,662,852 2,403,000	1,123,124,148 0
	営業外費用	93,509,000	41,852,597	51,656,403
	特別損失	300,000	180,253	119,747
	予備費	1,000,000	0	1,000,000

(消費税及び地方消費税込み)

## ロ 資本的収入及び支出

(単位：円)

科 目		予 算 現 額	上半期執行額	未 執 行 額
収 入	水道事業資本的収入	281,307,000	34,060,440	247,246,560
	負担金	15,120,000	9,005,040	6,114,960
	分担金	36,234,000	18,905,400	17,328,600
	固定資産売却代金	10,000	0	10,000
	補助金	29,943,000	6,150,000	23,793,000
	投資償還金	200,000,000	0	200,000,000
支 出	水道事業資本的支出 (うち、繰越分)	1,450,432,840 71,908,840	276,294,353 64,147,680	1,174,138,487 7,761,160
	建設改良費 (うち、繰越分)	944,731,840 71,908,840	125,349,490 64,147,680	819,382,350 7,761,160
	企業債償還金	304,514,000	150,944,863	153,569,137
	投資	200,000,000	0	200,000,000
	補助金返還金	1,187,000	0	1,187,000

(消費税及び地方消費税込み)

(2) 企業債及び一時借入金の概況

イ 企業債

(単位：円)

前期末残高	当期借入高	当期償還高	当期末残高
2,670,352,470	0	150,944,863	2,519,407,607

ロ 一時借入金

(単位：円)

前期末残高	当期借入残高最高額	当期末残高
0	0	0

## 平成29年度 上半期天理市水道事業損益計算書

(平成29年4月1日から平成29年9月30日まで)

(消費税及び地方消費税抜き)

(単位：円)

1 営業収益			
(1) 給水収益	935,304,557		
(2) 受託工事収益	7,320,750		
(3) その他営業収益	<u>628,553</u>	943,253,860	
2 営業費用			
(1) 原水及び浄水費	350,231,038		
(2) 配水及び給水費	47,516,612		
(3) 受託工事費	5,898,000		
(4) 総係費	60,507,860		
(5) 減価償却費	283,822,000		
(6) 資産減耗費	961		
(7) その他営業費用	<u>0</u>	<u>747,976,471</u>	
営業利益			195,277,389
3 営業外収益			
(1) 受取利息	1,134,147		
(2) 他会計補助金	1,785,000		
(3) 長期前受金戻入	56,242,000		
(4) 雑収益	<u>584,721</u>	59,745,868	
4 営業外費用			
(1) 支払利息	41,749,594		
(2) 雑支出	<u>101,246</u>	<u>41,850,840</u>	<u>17,895,028</u>
経常利益			213,172,417
5 特別利益			
(1) 固定資産売却益	0		
(2) 過年度損益修正益	<u>0</u>	0	
6 特別損失			
(1) 固定資産売却損	0		
(2) 過年度損益修正損	<u>166,900</u>	<u>166,900</u>	<u>△ 166,900</u>
当期純利益			213,005,517
前年度繰越利益剰余金			<u>0</u>
当期未処分利益剰余金			<u><u>213,005,517</u></u>

## 平成29年度 上半期天理市水道事業貸借対照表

(平成29年9月30日)

(消費税及び地方消費税抜き)

(単位：円)

		資 産 の 部		
1 固定資産				
(1) 有形固定資産				
イ	土地		523,431,477	
ロ	建物	1,398,560,954		
	減価償却累計額	<u>△587,055,432</u>	811,505,522	
ハ	構築物	22,172,802,448		
	減価償却累計額	<u>△11,244,616,685</u>	10,928,185,763	
ニ	機械及び装置	3,907,983,682		
	減価償却累計額	<u>△3,392,876,965</u>	515,106,717	
ホ	車両及び運搬具	27,963,820		
	減価償却累計額	<u>△21,446,251</u>	6,517,569	
ヘ	工具、器具及び備品	72,162,357		
	減価償却累計額	<u>△58,112,878</u>	14,049,479	
ト	量水器	76,644,507		
	減価償却累計額	<u>△37,608,656</u>	39,035,851	
チ	建設仮勘定		<u>155,052,962</u>	
	有形固定資産合計			12,992,885,340
(2) 投資				
イ	その他投資		<u>900,000,000</u>	
	投資合計			<u>900,000,000</u>
	固定資産合計			13,892,885,340
2 流動資産				
(1) 現金預金				
				2,385,268,188
(2) 未収金				
		232,383,373		
	貸倒引当金	<u>△14,669,485</u>	217,713,888	
(3) 貯蔵品				
				7,459,401
(4) 前払金				
				56,544,200
(5) その他流動資産				
			<u>38,417,022</u>	
	流動資産合計			<u>2,705,402,699</u>
	資産合計			<u>16,598,288,039</u>

## 負債の部

3 固定負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	<u>2,365,839,389</u>		
企業債合計		2,365,839,389	
(2) 引当金			
イ 退職給付引当金	390,968,766		
ロ 修繕引当金	<u>321,659,246</u>		
引当金合計		<u>712,628,012</u>	
固定負債合計			3,078,467,401
4 流動負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	<u>153,568,218</u>		
企業債合計		153,568,218	
(2) 未払金			79,534,915
(3) その他流動負債			
イ 預り金	110,661,681		
ロ その他流動負債	<u>66,325,367</u>		
その他流動負債合計		<u>176,987,048</u>	
流動負債合計			410,090,181
5 繰延収益			
(1) 長期前受金		2,784,924,014	
(2) 収益化累計額		<u>△ 333,479,274</u>	
繰延収益合計			<u>2,451,444,740</u>
負債合計			<u><u>5,940,002,322</u></u>
		資 本 の 部	
6 資本金			
(1) 資本金			
イ 固有資本金	17,670,482		
ロ 出資金	3,272,942,782		
ハ 組入資本金	<u>6,121,115,957</u>		
資本金合計		<u>9,411,729,221</u>	
資本金合計			<u>9,411,729,221</u>
7 剰余金			
(1) 資本剰余金			
イ 受贈財産評価額	5,313,558		
ロ 工事負担金	305,498,064		
ハ 分担金	46,256,379		
ニ 寄附金	<u>487,031,965</u>		
資本剰余金合計		844,099,966	
(2) 利益剰余金			
イ 減債積立金	189,451,013		
ロ 当期末処分 利益剰余金	<u>213,005,517</u>		
利益剰余金合計		<u>402,456,530</u>	
剰余金合計			<u>1,246,556,496</u>
資本合計			<u>10,658,285,717</u>
負債資本合計			<u><u>16,598,288,039</u></u>



平成29年度上半期天理市下水道事業報告書  
(平成29年4月1日から平成29年9月30日まで)

## 1 概 況

## (1) 総括事項

## (業務状況)

上半期末の排水戸数は、前年同期に比べ575戸(2.8%)増加の21,173戸となりました。また、排水量は103,243m<sup>3</sup>(2.5%)減少の4,095,549m<sup>3</sup>となりました。

## (建設改良)

建設拡張工事としましては、区画整理事業に伴う田部町の污水管布設工事や市内各地において污水樹設置工事等を行いました。

## (経理状況)

経理面につきましては、大口需要者の使用量が減少したこと等により、下水道使用料収入は前年同期に比べ35,717,722円(5.8%)減少の583,374,660円となりました。また、他会計補助金が2,434,500円(0.4%)減少したこと等により当期収入合計は、前年同期に比べ38,271,101円(2.6%)減少の1,411,942,526円となりました。

一方費用は、支払利息、流域下水道維持管理負担金等が減少したことにより、前年同期に比べ27,425,346円(2.3%)減少の1,154,160,877円となりました。この結果、上半期の損益収支は257,781,649円の純利益となりました。

今後も引き続き効率的な事業運営を図り、市民の生活環境向上に努める所存であります。

## (2) 議会議決事項

議 会	議案番号	件 名	議決年月日
定例第2回	報告第3号	平成28年度天理市下水道事業会計予算繰越計算書	平成29年6月8日
定例第2回	議案第42号	天理市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について	平成29年6月22日
定例第3回	認定案第8号	平成28年度天理市下水道事業会計決算認定について	平成29年9月21日

## (3) 行政官庁認可事項

該当事項は、ありません。

## (4) 職員に関する事項

平成29年9月30日現在 (単位：人)

職名	事務職員	技術職員	再任用職員	計
職員数	6	6	2	14

## (5) 料金その他供給条件の設定、変更に関する事項

該当事項は、ありません。

## 2 工 事

上半期に施工した主な工事（消費税及び地方消費税込み）は、次のとおりです。

(契約金額500万円以上)

工 事 名	金 額 (円)	備考
(28年度繰越 公共下水道整備費 管渠整備費)		
都市水環境整備事業 汚水管布設工事 (公第32工区)	9,405,720	
大和御所道路天理西地区舗装改良工事に伴う 汚水管布設工事 (公第31工区)	5,779,080	

## 3 業 務

## (1) 業務量

事 項	平成29年度	平成28年度	比 較	
			増 減	増減率(%)
9月末排水戸数 (戸)	21,173	20,598	575	2.8
上半期排水量 (m <sup>3</sup> )	4,095,549	4,198,792	△ 103,243	△ 2.5

## (2) 事業収入に関する事項

(単位：円)

事 項	平成29年度	平成28年度	比 較	
			増 減	増減率(%)
下水道事業収益	1,411,942,526	1,450,213,627	△ 38,271,101	△ 2.6
営業収益	596,869,260	632,785,307	△ 35,916,047	△ 5.7
営業外収益	815,073,266	817,428,320	△ 2,355,054	△ 0.3
特別利益	0	0	0	—

(消費税及び地方消費税抜き)

## (3) 事業費に関する事項

(単位：円)

事 項	平成29年度	平成28年度	比 較	
			増 減	増減率(%)
下水道事業費用	1,154,160,877	1,181,586,223	△ 27,425,346	△ 2.3
営業費用	947,696,200	956,006,471	△ 8,310,271	△ 0.9
営業外費用	206,376,429	225,447,542	△ 19,071,113	△ 8.5
特別損失	88,248	132,210	△ 43,962	△ 33.3
予備費	0	0	0	—

(消費税及び地方消費税抜き)

## 4 会 計

## (1) 予算執行状況

## イ 収益的収入及び支出

(単位：円)

科 目		予算現額	上半期執行額	未執行額
収 入	下水道事業収益	2,882,592,000	1,452,318,783	1,430,273,217
	営業収益	1,236,461,000	637,230,270	599,230,730
	営業外収益	1,646,130,000	815,088,513	831,041,487
	特別利益	1,000	0	1,000
支 出	下水道事業費用 (うち、繰越分)	2,453,795,760 1,562,760	1,177,877,903 1,562,760	1,275,917,857 0
	営業費用 (うち、繰越分)	2,024,697,760 1,562,760	971,406,165 1,562,760	1,053,291,595 0
	営業外費用	427,998,000	206,376,429	221,621,571
	特別損失	100,000	95,309	4,691
	予備費	1,000,000	0	1,000,000

(消費税及び地方消費税込み)

## ロ 資本的収入及び支出

(単位：円)

科 目		予算現額	上半期執行額	未執行額
収 入	下水道事業資本的収入 (うち、繰越分)	564,514,981 76,182,981	215,098,541 13,759,141	349,416,440 62,423,840
	負担金 (うち、繰越分)	49,481,141 13,759,141	17,445,441 13,759,141	32,035,700 0
	補助金 (うち、繰越分)	503,737,840 62,423,840	196,907,000 0	306,830,840 62,423,840
	長期貸付金回収金	1,296,000	746,100	549,900
	その他資本的収入	10,000,000	0	10,000,000
支 出	下水道事業資本的支出 (うち、繰越分)	2,014,489,230 167,615,230	785,558,972 20,092,550	1,228,930,258 147,522,680
	建設改良費 (うち、繰越分)	508,962,230 167,615,230	41,515,184 20,092,550	467,447,046 147,522,680
	長期貸付金	10,000,000	1,000,000	9,000,000
	企業債償還金	1,494,228,000	743,043,788	751,184,212
	その他資本的支出	1,299,000	0	1,299,000

(消費税及び地方消費税込み)

(2) 企業債及び一時借入金の概況

イ 企業債

(単位：円)

前期末残高	当期借入高	当期償還高	当期末残高
18,066,682,180	0	743,043,788	17,323,638,392

ロ 一時借入金

(単位：円)

前期末残高	当期借入残高最高額	当期末残高
0	0	0

## 平成29年度 上半期天理市下水道事業損益計算書

(平成29年4月1日から平成29年9月30日まで)

(消費税及び地方消費税抜き)

(単位：円)

1 営業収益			
(1) 下水道使用料	583,374,660		
(2) 他会計負担金	13,474,000		
(3) その他営業収益	<u>20,600</u>	596,869,260	
2 営業費用			
(1) 管渠費	20,388,136		
(2) 農業集落排水施設維持費	12,320,833		
(3) 雨水ポンプ場費	2,689,389		
(4) 流域下水道維持管理負担金	247,808,352		
(5) 業務費	18,103,930		
(6) 総係費	31,285,560		
(7) 減価償却費	615,100,000		
(8) 資産減耗費	<u>0</u>	<u>947,696,200</u>	
営業損失			350,826,940
3 営業外収益			
(1) 受取利息	734,633		
(2) 他会計補助金	610,790,000		
(3) 県補助金	0		
(4) 長期前受金戻入	203,130,000		
(5) 雑収益	<u>418,633</u>	815,073,266	
4 営業外費用			
(1) 支払利息	<u>206,376,429</u>	<u>206,376,429</u>	<u>608,696,837</u>
経常利益			257,869,897
5 特別利益			
(1) 過年度損益修正益	<u>0</u>	0	
6 特別損失			
(1) 過年度損益修正損	<u>88,248</u>	<u>88,248</u>	<u>△88,248</u>
当期純利益			257,781,649
前年度繰越利益剰余金			<u>0</u>
当期末処分利益剰余金			<u><u>257,781,649</u></u>

## 平成29年度 上半期天理市下水道事業貸借対照表

(平成29年9月30日)

(消費税及び地方消費税抜き)

(単位：円)

資 産 の 部			
1 固 定 資 産			
(1) 有形固定資産			
イ 土 地		137,328,938	
ロ 建物	190,958,037		
減価償却累計額	<u>△38,768,010</u>	152,190,027	
ハ 構築物	43,141,467,072		
減価償却累計額	<u>△7,951,373,295</u>	35,190,093,777	
ニ 機械及び装置	1,309,633,851		
減価償却累計額	<u>△507,728,488</u>	801,905,363	
ホ 車両及び運搬具	3,981,165		
減価償却累計額	<u>△1,894,547</u>	2,086,618	
ヘ 工具、器具及び備品	12,641,936		
減価償却累計額	<u>△5,431,351</u>	7,210,585	
ト 建設仮勘定		<u>53,210,920</u>	
有形固定資産合計			36,344,026,228
(2) 無形固定資産			
イ 地上権		176,102	
ロ 電話加入権		260,000	
ハ 施設利用権		<u>1,767,134,040</u>	
無形固定資産合計			1,767,570,142
(3) 投 資			
イ 長期貸付金		4,283,660	
ロ 基金		<u>45,970,240</u>	
投資合計			<u>50,253,900</u>
固定資産合計			38,161,850,270
2 流 動 資 産			
(1) 現金預金			1,128,912,277
(2) 未収金	236,204,560		
貸倒引当金	<u>△6,484,604</u>	229,719,956	
(3) 前払金			42,840,200
(4) その他流動資産			<u>25,583,290</u>
流動資産合計			<u>1,427,055,723</u>
資産合計			<u>39,588,905,993</u>

## 負債の部

## 3 固定負債

## (1) 企業債

イ 建設改良費等の財源に  
充てるための企業債16,572,454,566

16,572,454,566

企業債合計

## (2) 引当金

イ 退職給付引当金

28,902,74428,902,744

引当金合計

固定負債合計

16,601,357,310

## 4 流動負債

## (1) 企業債

イ 建設改良費等の財源に  
充てるための企業債751,183,826

751,183,826

企業債合計

## (2) 未払金

10,702,860

## (3) 前受金

15,000,000

## (4) その他流動負債

イ 預り金

235,348,132

ロ その他流動負債

40,376,257

その他流動負債合計

275,724,389

流動負債合計

1,052,611,075

## 5 繰延収益

## (1) 長期前受金

13,681,249,440

## (2) 収益化累計額

△ 1,435,678,823

繰延収益合計

12,245,570,617

負債合計

29,899,539,002

## 資本の部

## 6 資本金

## (1) 資本金

イ 固有資本金

3,113,682,326

ロ 出資金

1,597,302,175

ハ 組入資本金

4,474,649,602

資本金合計

9,185,634,103

資本金合計

9,185,634,103

## 7 剰余金

## (1) 資本剰余金

イ 受贈財産評価額

1,380,787

ロ 国庫補助金

167,433,365

ハ 県補助金

18,024,551

資本剰余金合計

186,838,703

## (2) 利益剰余金

イ 減債積立金

59,112,536

ロ 当期末処分  
利益剰余金257,781,649

利益剰余金合計

316,894,185

剰余金合計

503,732,888

資本合計

9,689,366,991

負債資本合計

39,588,905,993



(平成29年11月15日揭示済)

天理市告示第418号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年11月15日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成29年11月15日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 保管場所  
天理市田井庄町671番地1  
天理市自転車等保管施設
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成29年11月15日から平成30年1月16日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日～翌年の1月3日を除く。）
    - (2) 返還時間  
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成29年11月17日揭示済)

天理市告示第419号

平成29年11月6日付で専決のあった平成29年度天理市一般会計補正予算（第4号）の要領は、次のとおりである。

平成29年11月17日

天理市長 並 河 健

## 平成29年度天理市一般会計補正予算（第4号）

平成29年度天理市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ52,700千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25,241,986千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

## 第1表 歳入歳出予算補正

## 1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
19 繰越金		千円 253,770	千円 52,700	千円 306,470
	1 繰越金	253,770	52,700	306,470
歳 入 合 計		25,189,286	52,700	25,241,986

## 2 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
11 災害復旧費		千円 1,947	千円 52,700	千円 54,647
	1 公共土木施設災害復旧費	100	27,700	27,800
	2 農林業施設災害復旧費	1,847	25,000	26,847
歳 出 合 計		25,189,286	52,700	25,241,986

(平成29年11月17日揭示済)

天理市告示第420号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年11月17日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成29年11月17日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 保管場所  
天理市田井庄町671番地1  
天理市自転車等保管施設
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成29年11月17日から平成30年1月18日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日～翌年の1月3日を除く。）
    - (2) 返還時間  
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成29年11月20日揭示済)

天理市告示第421号

公示送達について

下記書類の送達を受けるべき者の住所及び居所が明らかでなく、又は外国においてすべき送達につき困難な事情があるため、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、当市保険医療課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成29年11月20日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 地方税法第20条の2の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

(平成29年11月20日揭示済)

天理市告示第422号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年11月20日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日  
平成29年11月20日
- 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所  
天理市田井庄町671番地1  
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
  - (1) 返還期間  
平成29年11月20日から平成30年1月21日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日～翌年の1月3日を除く。）

する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日～翌年の1月3日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成29年11月22日揭示済)

天理市告示第423号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年11月22日

天理市長 並 河 健

1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日  
平成29年11月22日

3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所  
天理市田井庄町671番地1  
天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成29年11月22日から平成30年1月23日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日～翌年の1月3日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成29年11月22日揭示済)

天理市告示第424号

公示送達について

下記書類の送達を受けるべき者の住所及び居所が明らかでなく、又は外国においてすべき送達につき困難な事情があるため、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条の規定で準用する地方税法（昭和25年法律226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市保険医療課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成29年11月22日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 国民健康保険法第78条の規定により準用する地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

(平成29年11月24日揭示済)

天理市告示第425号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年11月24日

天理市長 並 河 健

1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日  
平成29年11月24日

3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所  
天理市田井庄町671番地1

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成29年11月24日から平成30年1月25日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日～翌年の1月3日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成29年11月24日揭示済)

天理市告示第426号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年11月24日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域外の公共の場所においてに放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

2 移動日

平成29年11月24日

3 移動対象区域

天理市田井庄町671番地1先放置禁止区域外

4 保管場所

天理市田井庄町671番地1

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成29年11月24日から平成30年1月25日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日～翌年の1月3日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成29年11月27日揭示済)

天理市告示第427号

平成29年第4回天理市議会定例会を、次のとおり招集する。

平成29年11月27日

天理市長 並 河 健

記

1 期 日 平成29年12月4日

2 場 所 天理市役所議事場

(平成29年11月27日揭示済)

天理市告示第428号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年11月27日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成29年11月27日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

天理市田井庄町671番地1

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成29年11月27日から平成30年1月28日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日～翌年の1月3日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成29年11月27日揭示済)

天理市告示第429号

屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第8条の規定により、下記のとおり違反広告物を保管したので告示する。

平成29年11月27日

天理市長 並 河 健

整理番号	名称	種類	数量	設置場所	除却日	保管開始日	保管場所
1	メモリーホーム	ラック	2	川原城町	H29. 11. 21	H29. 11. 21	市役所 地下駐車場
2	賃貸館	ラック	2	川原城町			
3	不明	ラック	1	川原城町			

連絡先 天理市建設部まちづくり計画課 0743-63-1001（内線330）

(平成29年11月28日揭示済)

天理市告示第430号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年11月28日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成29年11月28日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

天理市田井庄町671番地1

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成29年11月28日から平成30年1月29日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日～翌年の1月3日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成29年11月29日揭示済)

天理市告示第431号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができな

いので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、当市介護福祉課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出

があればいつでも交付する。

平成29年11月29日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 介護保険法第143条の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときは、書

類の送達があったものとみなす。

(平成29年11月29日揭示済)

天理市告示第432号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年11月29日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成29年11月29日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 保管場所  
天理市田井庄町671番地1  
天理市自転車等保管施設
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成29年11月29日から平成30年1月30日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日～翌年の1月3日を除く。）
    - (2) 返還時間  
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成29年11月30日揭示済)

天理市告示第433号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年11月30日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成29年11月30日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 保管場所  
天理市田井庄町671番地1  
天理市自転車等保管施設
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成29年11月30日から平成30年1月31日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日～翌年の1月3日を除く。）
    - (2) 返還時間  
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成29年11月30日揭示済)

天理市告示第434号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年11月30日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

- 2 移動日  
平成29年11月30日
  - 3 移動対象区域  
天理市九条町8 1 3番地先放置禁止区域外
  - 4 保管場所  
天理市田井庄町6 7 1番地 1  
天理市自転車等保管施設
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成29年11月30日から平成30年 1 月31日まで（毎月第 2 ・ 4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第1 7 8号）に規定する休日及び12月29日～翌年の 1 月 3 日を除く。）
    - (2) 返還時間  
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成29年11月30日揭示済)

天理市告示第4 3 5号

天理市介護保険福祉用具購入費の支給に係る受領委任払いに関する要綱（平成25年 4 月天理市告示第 1 1 4号）の一部を次のように改正する。

平成29年11月30日

天理市長 並 河 健

様式第 3 号中

「

自 己 負 担 額 ( A × 10 % 1 円未満切上 )
-----------------------------------

」を「

自 己 負 担 額
-----------

」に改める。

附 則

この要綱は、平成29年12月 1 日から施行する。

(平成29年11月30日揭示済)

天理市告示第4 3 6号

天理市介護保険住宅改修費の支給に係る受領委任払いに関する要綱（平成24年 4 月天理市告示第1 3 8号）の一部を次のように改正する。

平成29年11月30日

天理市長 並 河 健

様式第 5 号中

「

自 己 負 担 額 ( A × 10 % 1 円未満切上 )
-----------------------------------

」を「

自 己 負 担 額
-----------

」に改める。

附 則

この要綱は、平成29年12月 1 日から施行する。

(平成29年12月 1 日揭示済)

天理市告示第4 3 7号

天理市自転車等駐車条例（平成13年 9 月天理市条例第31号）第13条第 1 項の規定により、有効期限を過ぎて放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成29年12月 1 日

天理市長 並 河 健

- 1 撤去理由  
自転車等駐車場内に有効期限を過ぎて放置されていたため。
- 2 撤去日  
平成29年11月30日
- 3 返還期間及び返還時間
  - (1) 返還期間  
平成29年12月 1 日から平成30年 5 月31日まで
  - (2) 返還時間  
自転車等駐車場の営業時間
- 4 返還時に必要なもの



- (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの（運転免許証・学生証・保険証等）
- (2) 延滞期間に応じた駐車料金

5 連絡先

東洋テック株式会社 TEAM TENRI 電話 0743-63-4770  
天理市総務部地域安全課 電話 0743-63-1001

(平成29年12月4日揭示済)

天理市告示第438号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び天理市税賦課徴収条例（昭和29年7月天理市条例第30号）第18条の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、当市収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成29年12月4日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

（注意）地方税法第20条の2の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成29年12月4日揭示済)

天理市告示第439号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年12月4日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成29年12月4日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

天理市田井庄町671番地1

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成29年12月4日から平成30年2月4日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日～翌年の1月3日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成29年12月5日揭示済)

天理市告示第440号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年12月5日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

2 移動日

平成29年12月5日

3 移動対象区域

天理市三島町388番地先放置禁止区域外

- 4 保管場所  
天理市田井庄町671番地1  
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
- (1) 返還期間  
平成29年12月5日から平成30年2月5日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日～翌年の1月3日を除く。）
- (2) 返還時間  
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

## 公 告

(平成29年11月6日揭示済)

### 天理市公告第39号

指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所の指定について

平成29年9月1日付をもって下記の者を、指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所として指定したので公告する。

平成29年11月6日

天理市長 並 河 健

### 記

- (1) 主たる事業者の名称・所在地  
あん傘ぶる 株式会社 代表取締役 石西 明史  
奈良市神功五丁目13番地の8
- (2) 指定に係る事業所名称・所在地  
おひさまはうす ちゃいんど  
天理市二階堂上ノ庄町279番地1
- (3) 指定等の年月日  
平成29年9月1日
- (4) 種別  
特定相談支援・障害児相談支援
- (5) 事業の主たる対象者  
特定無し
- (6) 事業所番号  
指定特定相談支援事業所 2930900135  
指定障害児相談支援事業所 2970901449

(平成29年11月10日揭示済)

### 天理市公告第40号

天理農業振興地域整備計画書を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項の規定により準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の案を次により縦覧に供する。

天理市の住民は、平成29年12月11日までに、当該農業振興地域整備計画の案について、市に意見を提出することができる。

また、当該農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の案に対して異議のあるときは、平成29年12月11日の翌日から起算して15日以内に天理市にこれを申し出ることができる。

平成29年11月10日

天理市長 並 河 健

1. 農用地利用計画の案の縦覧期間  
自 平成29年11月10日（公告年月日）  
至 平成29年12月11日（公告年月日の翌日から起算して30日目）
2. 農用地利用計画の案の縦覧場所  
天理市役所環境経済部農林課  
天理市川原城町605番地

(平成29年11月16日揭示済)

### 天理市公告第41号

一般競争入札について

建設工事の請負について、次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16

号) 第167条の5第2項及び第167条の6第1項の規定により公告する。  
平成29年11月16日

天理市長 並 河 健

第1 競争入札に付する事項等

- (1) 工事名 天理市立総合体育館拠点整備第二次工事
- (2) 工事場所 天理市 西長柄町
- (3) 工事概要 総合体育館拠点整備第二次工事  
ロビー整備工事 1.0式  
物販ブース整備工事 1.0式  
更衣室等整備工事 1.0式  
洋式トイレ整備工事 1.0式
- (4) 工期 平成30年3月30日まで
- (5) 予定価格 67,305,600円  
(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)
- (6) 最低制限価格 60,575,040円  
(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)

第2 競争参加資格

- (1) 天理市に対して本市建設工事執行規則第5条に規定する建設工事入札参加資格申請書(様式第1号)を提出している建築工事の資格を有する建設業者(市内に本店又は営業所(建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項に規定するもののうち本店を除いたものであって、かつ、当該営業所が本市に対する入札参加資格を有する者に限る。)を有するもの)であって、次の(2)から(4)までに掲げる条件をすべて満たし、この工事に係る競争入札参加資格の確認を受けたものであること。
- (2) 次の条件をすべて満たしていること。
  - ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - ② 建設業法第15条の規定による特定建設業の許可を、建築工事業について受けている者であること。
  - ③ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(審査基準日が、本入札参加資格確認申請書の提出締切日より1年7ヶ月前までの直近のもの)における建築一式工事の総合評定値を有する者であること。
  - ④ 天理市が平成29年7月1日に発表した建設工事請負業者格付表(平成29年度)において建築工事の格付がA等級に位置づけられている者であること。
  - ⑤ 本競争入札参加資格確認時点及び本件の開札日までの間において、天理市より入札参加停止措置を受けていない者であること。
  - ⑥ 本工事の仕様書に対する質問を、書面(様式は自由とする。以下「質問書」という。)により提出した者であること。
  - ⑦ 天理市に対して不誠実な行為のない者であること。
  - ⑧ 他詳細は、入札説明書による。
- (3) 次の条件を満たす配置予定技術者をこの工事を行う期間中、1名配置できること。
  - ① 一級建築施工管理技士もしくは一級建築士の資格を有する者、又はこれと同等以上の能力を有するものと国土交通大臣が認定した者
  - ② 入札の申し込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者。
  - ③ 監理技術者を置くことが必要な工事にあつては、建築工事業の「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」、又は監理技術者講習修了履歴の記載がある「監理技術者資格者証」の交付を受けている者。
- (4) 次に掲げる設計業務の受託者(以下「当該受託者」という。)と資本又は人事面において関連がある者でないこと。

名称 株式会社 京成設計  
住所 奈良市法蓮町428番地の1 ルミエール新大宮301

第3 入札手続等

- (1) 担当部課  
〒632-8555  
天理市川原城町605番地  
天理市役所 総務部総務課 入札審査室  
電話番号 0743-63-1001 内線 332
- (2) 入札説明書の交付期間及び場所
  - ① 交付期間 別表(入札日程)のとおりとする。
  - ② 交付場所 (1)に同じ。

第4 競争参加資格の確認等

本競争の参加希望者は、第2に掲げる競争資格を有することを証明するため、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料を下記のとおり提出し、市長から競争参加資格のあることの確認を受けなければならない。

(1) 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出

- ① 提出期間 別表（入札日程）のとおりとする。
- ② 提出場所 第3（1）に同じ。
- ③ 提出部数 各1部
- ④ 提出方法 持参すること。
- ⑤ 作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

第5 仕様書公開の日時及び場所

- (1) 日 時 別表（入札日程）のとおりとする。
- (2) 場 所 第3（1）に同じ。
- (3) 仕様書に対する質問書は、質疑の有無にかかわらず、下記期限までに提出するものとする。
  - ① 質問書提出期限 別表（入札日程）のとおりとする。
  - ② 質問書提出場所 第3（1）に同じ
  - ③ 質問書提出方法 質問書の提出は、持参によることとし、郵送、宅配便等による送付又は電送によるもの等は認めない。
- (4) 質問書に対する回答は、別表（入札日程）のとおり回答書を発送するとともに、総務課入札審査室にて閲覧に供する。

第6 入札の方法

- (1) 競争参加資格者は、天理市建設工事執行規則（昭和48年2月天理市規則第4号）第8条に規定する入札書に必要な事項を記入し、記名押印した上で、日本郵便株式会社 天理郵便局留の一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により指定された到着期限までに郵便により提出しなければならない。
- (2) 入札書の郵送に際しては、封筒は二重封筒とし、中封筒に入札書1通を入れ封かんし、表側に工事名及び入札者名を記載した上で、内訳書とともに外封筒に入れなければならない。
- (3) 外封筒の表面に開札日、工事名、住所又は所在、商号又は名称、代表者氏名等の必要事項を記入した郵便入札送付票を貼付しなければならない。
- (4) 競争参加資格者が入札書を送付しなかったとき又は入札書が到着期限日までに到着しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。

第7 入札書の到着期限日及び送付先

- (1) 到 着 期 限 日 別表（入札日程）のとおりとする。
- (2) 入札書の送付先 日本郵便㈱ 天理郵便局 留  
天理市役所総務部総務課入札審査室 行

第8 開札日時及び場所

- (1) 日 時 別表（入札日程）のとおりとする。
- (2) 場 所 天理市川原城町605番地  
天理市役所3階 334会議室

第9 落札者の決定方法

- (1) 入札の回数は、1回とする。
- (2) 天理市契約規則（昭和40年8月天理市規則第22号）第6条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の入札書記載金額を提示し、かつ、最低制限価格を下回らない有効な入札を行った者を落札者とする。決定後、落札者にその旨を通知するとともに、入札結果は総務課入札審査室で公表する。  
落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

第10 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金
  - ① 入札保証金 免除
  - ② 契約保証金 金額については、請負代金額の10分の1以上とし、保証方法等詳細については、天理市建設工事執行規則第13条に規定する契約書に定めるとおりとする。
- (2) 入札の無効  
本入札説明書に規定した競争参加資格が認められていない者のなした入札、第2に定める競争参加資格がない者のなした入札、第6に定める入札の方法によらない入札、本市に対し虚偽の記載をした申請書又は資料を提出した者のなした入札並びに仕様書及び天理市建設工事郵便入札試行要領において示した入札条件等に違反した入札は無効とする。

第11 入札公告の掲示場所

天理市役所 掲示場

第12 問い合わせ先

平成29年12月10日 日曜日

天理市公報

天理市役所 総務部総務課 入札審査室  
電話番号 0743-63-1001 内線 332  
第13 その他  
詳細は、入札説明書による。

## 別表（入札日程）

天理市立総合体育館拠点整備第二次工事	
事 項	期 間 等
入札説明書の交付	平成29年11月16日（木）から 平成29年11月24日（金）まで 天理市ホームページからダウンロードできます。
申請書の提出期間 仕様書の公開日	平成29年11月16日（木）から 平成29年11月24日（金）まで 申請書等の様式は、天理市ホームページからダウンロードできます。
質問書の提出期限	平成29年11月24日（金）まで 質問書の提出は、質問がない場合も必ず必要です。
競争参加資格確認 の結果の通知日	平成29年12月1日（金）発送
質問書への回答日	平成29年12月1日（金）発送
競争参加資格がないとした 場合の説明要望書提出期限	平成29年12月5日（火）
競争参加資格がないとした 場合の当該理由の回答日	平成29年12月8日（金）発送
入札書到着期限日	平成29年12月11日（月） 書留郵便にて 日本郵便㈱ 天理郵便局に必着のこと
開札の日時	平成29年12月12日（火） 午前9時30分
くじを行う場合の日時	平成29年12月12日（火） 午前11時30分

上記の期間は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

（平成29年11月20日揭示済）

## 天理市公告第42号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

平成29年11月20日

天理市長 並 河 健

なお、その関係書類を天理市環境経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。

（平成29年11月29日揭示済）

## 天理市公告第43号

## 一般競争入札について

建設工事の請負について、次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第2項及び第167条の6第1項の規定により公告する。

平成29年11月29日

天理市長 並 河 健

## 第1 競争入札に付する事項等

- (1) 工 事 名 井戸堂小学校プール改修工事
- (2) 工事場所 天理市 西井戸堂町
- (3) 工事概要 小学校屋外プール浴槽の腐食による改修工事一式  
アルミプール浴槽の底板貼り A=260㎡（側板立ち上がり部分H=150含む）  
排水ピット腐食及び漏水による取替1箇所  
吐出ノズル腐食による取替10箇所  
ピット内接続配管の腐食及び漏水による  
取替 一式  
浴槽廻りコーキング（20\*20）打替え 一式  
プール浴槽内の全面塗装 A=316㎡  
プール浴槽内の側面及びオーバーフロー部全面  
塗装 一式
- (4) 工 期 平成30年3月30日まで

- (5) 予定価格 10,940,400円  
(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)
- (6) 最低制限価格 9,846,360円  
(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)

## 第2 競争参加資格

- (1) 天理市に対して本市建設工事執行規則第5条に規定する建設工事入札参加資格申請書(様式第1号)を提出している建築工事の資格を有する建設業者(市内に本店又は営業所(建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項に規定するものうち本店を除いたものであって、かつ、当該営業所が本市に対する入札参加資格を有する者に限る。)を有するもの)であって、次の(2)から(4)までに掲げる条件をすべて満たし、この工事に係る競争入札参加資格の確認を受けたものであること。
- (2) 次の条件をすべて満たしていること。
  - ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - ② 建設業法第15条の規定による建設業の許可を、建築工事業について受けている者であること。
  - ③ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(審査基準日が、本入札参加資格確認申請書の提出締切日より1年7ヶ月前までの直近のもの)における建築一式工事の総合評定値を有する者であること。
  - ④ 天理市が平成29年7月1日に発表した建設工事請負業者格付表(平成29年度)において建築工事の格付がB等級に位置づけられている者であること。
  - ⑤ 本競争入札参加資格確認時点及び本件の開札日までの間において、天理市より入札参加停止措置を受けていない者であること。
  - ⑥ 本工事の仕様書に対する質問を、書面(様式は自由とする。以下「質問書」という。)により提出した者であること。
  - ⑦ 天理市に対して不誠実な行為のない者であること。
  - ⑧ 他詳細は、入札説明書による。
- (3) 次の条件を満たす配置予定技術者をこの工事を行う期間中、1名配置できること。
  - ① 別表2の資格を有する者。
  - ② 入札の申し込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者。
  - ③ 監理技術者を置くことが必要な工事にあつては、建築工事業の「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」、又は監理技術者講習修了履歴の記載がある「監理技術者資格者証」の交付を受けている者。
- (4) 次に掲げる設計業務の受託者(以下「当該受託者」という。)と資本又は人事面において関連がある者でないこと。
  - 名 称 株式会社 溜谷設計
  - 住 所 天理市田部町16番地

## 第3 入札手続等

- (1) 担当部課  
〒632-8555  
天理市川原城町605番地  
天理市役所 総務部総務課 入札審査室  
電話番号 0743-63-1001 内線 332
- (2) 入札説明書の交付期間及び場所
  - ① 交付期間 別表(入札日程)のとおりとする。
  - ② 交付場所 (1)に同じ。

## 第4 競争参加資格の確認等

本競争の参加希望者は、第2に掲げる競争資格を有することを証明するため、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料を下記のとおり提出し、市長から競争参加資格のあることの確認を受けなければならない。

- (1) 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出
  - ① 提出期間 別表(入札日程)のとおりとする。
  - ② 提出場所 第3(1)に同じ。
  - ③ 提出部数 各1部
  - ④ 提出方法 持参すること。
  - ⑤ 作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

## 第5 仕様書公開の日時及び場所

- (1) 日 時 別表(入札日程)のとおりとする。
- (2) 場 所 第3(1)に同じ。
- (3) 仕様書に対する質問書は、質疑の有無にかかわらず、下記期限までに提出するものとする。
  - ① 質問書提出期限 別表(入札日程)のとおりとする。

② 質問書提出場所 第3(1)に同じ

③ 質問書提出方法 質問書の提出は、持参によることとし、郵送、宅配便等による送付又は電送によるもの等は認めない。

(4) 質問書に対する回答は、別表(入札日程)のとおり回答書を発送するとともに、総務課入札審査室にて閲覧に供する。

#### 第6 入札の方法

(1) 競争参加資格者は、天理市建設工事執行規則(昭和48年2月天理市規則第4号)第8条に規定する入札書に必要事項を記入し、記名押印した上で、日本郵便株式会社 天理郵便局留の一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により指定された到着期限までに郵便により提出しなければならない。

(2) 入札書の郵送に際しては、封筒は二重封筒とし、中封筒に入札書1通を入れ封かんし、表側に工事名及び入札者名を記載した上で、内訳書とともに外封筒に入れなければならない。

(3) 外封筒の表面に開札日、工事名、住所又は所在、商号又は名称、代表者氏名等の必要事項を記入した郵便入札送付票を貼付しなければならない。

(4) 競争参加資格者が入札書を送付しなかったとき又は入札書が到着期限日までに到着しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。

#### 第7 入札書の到着期限日及び送付先

(1) 到着期限日 別表(入札日程)のとおりとする。

(2) 入札書の送付先 日本郵便(株) 天理郵便局 留  
天理市役所総務部総務課入札審査室 行

#### 第8 開札日時及び場所

(1) 日時 別表(入札日程)のとおりとする。

(2) 場所 天理市川原城町605番地  
天理市役所3階 334会議室

#### 第9 落札者の決定方法

(1) 入札の回数は、1回とする。

(2) 天理市契約規則(昭和40年8月天理市規則第22号)第6条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の入札書記載金額を提示し、かつ、最低制限価格を下回らない有効な入札を行った者を落札者とする。決定後、落札者にその旨を通知するとともに、入札結果は総務課入札審査室で公表する。

落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

#### 第10 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 免除

② 契約保証金 免除

(2) 入札の無効

本入札説明書に規定した競争参加資格が認められていない者のなした入札、第2に定める競争参加資格がない者のなした入札、第6に定める入札の方法によらない入札、本市に対し虚偽の記載をした申請書又は資料を提出した者のなした入札並びに仕様書及び天理市建設工事郵便入札試行要領において示した入札条件等に違反した入札は無効とする。

#### 第11 入札公告の掲示場所

天理市役所 掲示場

#### 第12 問い合わせ先

天理市役所 総務部総務課 入札審査室  
電話番号 0743-63-1001 内線 332

#### 第13 その他

詳細は、入札説明書による。



## 別表（入札日程）

井戸堂小学校プール改修工事	
事 項	期 間 等
入札説明書の交付	平成29年11月29日（水）から 平成29年12月8日（金）まで 天理市ホームページからダウンロードできます。
申請書の提出期間 仕様書の公開日	平成29年11月29日（水）から 平成29年12月8日（金）まで 申請書等の様式は、天理市ホームページからダウンロード できます。
質問書の提出期限	平成29年12月8日（金）まで <u>質問書の提出は、質問がない場合も必ず必要です。</u>
競争参加資格確認 の結果の通知日	平成29年12月15日（金）発送
質問書への回答日	平成29年12月15日（金）発送
競争参加資格がないとした 場合の説明要望書提出期限	平成29年12月19日（火）
競争参加資格がないとした 場合の当該理由の回答日	平成29年12月22日（金）発送
入札書到着期限日	平成30年1月10日（水） <u>書留郵便にて</u> <u>日本郵便㈱ 天理郵便局に必着のこと</u>
開札の日時	平成30年1月11日（木） 午前9時30分
くじを行う場合の日時	平成30年1月11日（木） 午前11時30分

上記の期間は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

（別表2）

配置技術者の資格（いずれかに該当すること）
① 建築工事に関し、学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した後5年以上又は同法による大学若しくは高等専門学校を卒業した後3年以上実務の経験を有する者 で在学中に建築学又は都市工学に関する学科を修めた者
② 建築工事に関し10年以上実務の経験を有する者
③ 建築工事に関し、旧実業学校卒業程度検定規程による検定で建築学又は都市工学に関する学科に合格した後5年以上又は専門学校卒業程度規程による検定で建築学又は都市工学に関する学科に合格した後3年以上実務の経験を有する者
④ 建設業法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理又は2級の建築施工管理（種別を「建築」とするものに限る。）とするものに合格した者
⑤ 建築士法（昭和25年法律第202号）による1級建築士又は2級建築士の免許を受けた者
⑥ ①又は②と同等以上の知識及び技術又は技能を有すると国土交通大臣が認める者

（平成29年12月4日揭示済）

## 天理市公告第44号

指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所の指定について

平成29年12月1日付をもって下記の者を、指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所として指定したので公告する。

平成29年12月4日

天理市長 並 河 健

記

- (1) 主たる事業者の名称・所在地  
有限会社 堀 代表取締役社長 堀 義人  
天理市櫛本町2284-6
- (2) 指定に係る事業所名称・所在地  
ケアセンター心  
天理市櫛本町3210番地4
- (3) 指定等の年月日

平成29年12月1日

- (4) 種別  
特定相談支援・障害児相談支援
- (5) 事業の主たる対象者  
身体障害者・知的障害者・障害児
- (6) 事業所番号  
指定特定相談支援事業所 2930900143  
指定障害児相談支援事業所 2970901522

(平成29年12月5日揭示済)

天理市公告第45号

一般競争入札公告

次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき公告する。

平成29年12月5日

天理市長 並 河 健

1 担当部局

〒632-8555天理市川原城町605番地  
天理市総務部総務課（本庁舎4階）  
担当奥本・仲井  
TEL0743-63-1001  
FAX0743-62-5016

2 業務内容

- (1) 業務名称天理市役所庁舎内設置案内地図広告掲出業務
- (2) 業務仕様等「天理市役所庁舎内設置案内地図広告掲出業務仕様書（以下「仕様書という。」のとおりに）」
- (3) 契約期間平成30年4月1日から平成35年3月31日まで
- (4) 設置場所奈良県天理市川原城町605番地  
天理市役所庁舎内1階

3 入札参加資格

- (1) 広告類として本市の物品購入等競争入札参加資格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 個人又は法人の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、及び同法第2条第6号に規定する暴力団員に該当するものでないこと。
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体及び当該団体の役員若しくは構成員となっている者でないこと。
- (5) 前記(3)(4)に該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立がなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立がなされている者（会社更生法に当たっては更生手続開始の決定、民事再生法に当たっては再生手続開始の決定を受けているものを除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (7) 事故発生時、緊急対応が必要な場合に対応可能な体制が整備されていること。
- (8) 天理市外に本社営業所等を有する者にあつては、法人税、消費税及び地方消費税（以下「国税」という。）に滞納がないこと。ただし、天理市内に本社、営業所等を有する者にあつては、市税及び国税に滞納がないこと。
- (9) 天理市の指名停止を入札参加申込期限日及び入札日のいずれにおいても受けていないこと。
- (10) 他の地方公共団体等において、当該業務またはこれと同種の業務の履行実績を有する者であること。

4 入札書類一式の交付方法

平成29年12月5日（火）から平成29年12月27日（水）までの期間に天理市ホームページ（<http://www.city.tenri.nara.jp>）に掲載する。

5 入札参加資格の確認の申請

この入札に参加を希望する者は、3に掲げる入札参加資格を有することの確認を受けるため、入札説明書で示す書類を次のとおり提出しなければならない。

- (1) 提出期限平成29年12月15日（金）17時00分まで
- (2) 提出場所1に同じ

6 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 入札及び開札の日時及び場所

平成29年12月27日（水）14時00分  
奈良県天理市川原城町605番地天理市役所5階533会議室

(2) 入札書の提出方法

郵便による入札は認めないものとし、入札者（入札権限等を委任された代理人を含む。）が入札書を入札執行職員に直接提出しなければならない。

7 入札の無効

入札において、次のいずれかに該当する入札は無効または失格とする。

- (1) 入札書に記名押印を欠く入札
- (2) 入札書の重要な文字の誤脱等により重要な事項を確認できない入札
- (3) 同一入札者がなした2通以上の入札
- (4) 入札金額を訂正した入札又は判読しがたいと認められる入札
- (5) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をなした者の入札
- (6) 入札に関し談合等の不正行為をなした者の入札
- (7) 係員の指示に従わない等入札室の秩序を乱した者の入札
- (8) 入札参加資格のない者が行った入札
- (9) その他入札条件に違反した入札

8 入札手続き等

- (1) 入札保証金免除
- (2) 契約保証金免除
- (3) 契約書作成の要否要する
- (4) 行政財産使用許可申請要する
- (5) 落札者の決定方法  
予定価格の制限の範囲内で、最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (6) 入札辞退  
入札参加資格確認申請後に辞退する場合は、入札辞退届（様式5）を提出すること。
- (7) 支払条件入札仕様書のとおり
- (8) 詳細は入札仕様書による。

---

## 教育委員会

(平成29年11月14日揭示済)

天教告示第16号

平成29年11月17日午後1時30分から11月定例教育委員会を天理市役所に招集する。  
平成29年11月14日

天理市教育委員会  
教育長 森 継 隆

(平成29年11月30日揭示済)

天教告示第17号

平成29年12月1日午後3時から12月臨時教育委員会を天理市役所に招集する。  
平成29年11月30日

天理市教育委員会  
教育長 森 継 隆

---

## 農業委員会

(平成29年11月28日揭示済)

天農委告示第12号

平成29年12月5日午後2時から、下記事項を付議するため天理市農業委員会を天理市役所に招集する。  
平成29年11月28日

天理市農業委員会  
会長 藏 本 純 次

- 議案第1号 農地法第3条に関する申請について  
議案第2号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について  
議案第3号 農用地利用配分計画案について  
議案第3号 天理市農業委員会「農地等の利用の最適化に関する指針」(案)  
議案第5号 その他  
①市街化区域の専決処分について(報告)

---

## 公営企業

(平成29年11月7日揭示済)

天理市上下水道局公告第38号

平成29年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について

天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年3月天理市条例第1号）第7条の規定により、負担金を賦課しようとする区域を次のように定める。

平成29年11月7日

天理市上下水道事業の管理者  
天理市長 並 河 健

記

排水区域の名称	負担金を賦課しようとする区域（町名）
天理北第9処理分区	丹波市町の一部

(平成29年11月8日揭示済)

天理市上下水道局告示第7号

天理市指定給水装置工事事業者の指定について

平成29年11月8日付をもって下記の者を天理市指定給水装置工事事業者として指定したので告示する。

平成29年11月8日

天理市上下水道事業の管理者  
天理市長 並 河 健

天理市指定給水装置工事事業者

商号 (株) 堂浦土木  
代表者 堂浦 克友  
住所 奈良県磯城郡田原本町宮古345

(平成29年11月22日揭示済)

天理市上下水道局告示第8号

天理市指定給水装置工事事業者の指定について

平成29年11月22日付をもって下記の者を天理市指定給水装置工事事業者として指定したので告示する。

平成29年11月22日

天理市上下水道事業の管理者  
天理市長 並 河 健

天理市指定給水装置工事事業者

商号 (株) 安達設備  
代表者 安達 伸一  
住所 奈良県奈良市敷島町1丁目1070-26

(平成29年11月27日揭示済)

天理市上下水道局公告第39号

一般競争入札について

建設工事の請負について、次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第2項及び第167条の6第1項の規定により公告する。

平成29年11月27日

天理市上下水道事業の管理者  
天理市長 並 河 健

第1 競争入札に付する事項等

- (1) 工事名 マンホールポンプ場非常通報装置更新工事及び農業集落排水処理施設非常通報装置更新工事
- (2) 工事場所 天理市公共下水道処理区域内・農業集落排水事業地区
- (3) 工事概要 非常通報装置更新工  
マンホールポンプ場 32箇所  
農業集落排水処理施設 4箇所
- (4) 工期 平成30年3月30日まで
- (5) 予定価格 38,608,920円  
(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)
- (6) 低入札価格調査 調査基準価格の設定を行い、低入札価格調査の結果、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められたときは、落札者とならない場合がある。

- (7) 競争入札参加資格の確認 開札後、第2に掲げる本入札の競争入札参加資格を有することを確認(以下「事後審査」という。)し、落札者を決定する。

## 第2 競争入札参加資格

- (1) 天理市上下水道局(以下「局」という。)に対して、天理市建設工事執行規則(昭和48年2月天理市規則第4号)第5条第1項に規定する競争入札参加資格審査において電気通信工事の資格を有する建設業者であって、次の(2)及び(3)に掲げる条件を全て満たし、かつ、この工事に係る競争入札参加資格の確認を受けた者であること。
- (2) 次の条件をすべて満たしていること。
- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - ② 建設業法第15条の規定による建設業の許可を、電気通信工事業について受けている者であること。
  - ③ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(審査基準日が、本入札参加資格確認申請書の提出締切日より1年7箇月前までの直近のもの)における電気通信工事の総合評定値を有する者であること。
  - ④ 過去5年以内(平成24年4月1日から本工事の公告日の前日までとする。)に、公共団体が発注する下水道施設の非常通報装置(クラウド型監視システム)の設置工事(1契約で非常通報装置を10箇所以上設置したものに限り)を2件以上、元請契約し、履行完了した実績を有する者であること。
  - ⑤ 本競争入札参加資格の確認時点及び本入札の開札日までの間において、局から入札参加停止措置を受けていない者であること。
  - ⑥ 局に対して不誠実な行為のない者であること。
  - ⑦ その他詳細は、入札説明書による。
- (3) 次の条件を満たす配置予定技術者をこの工事を行う期間中、1名配置できること。ただし、請負代金の額が3千5百万円以上となった場合は、専任で配置できること。
- ① 電気通信工事の主任技術者となり得る国家資格等(実務経験によるものを含む。)を有する者
  - ② 入札の申し込みのあった日以前に3箇月以上の雇用関係にある者

## 第3 入札担当部課

〒632-8558

天理市川原城町600番地10

天理市上下水道局 総務経営課 庶務係

電話番号 0743-63-1001 内線804

## 第4 入札説明書の交付

- ① 交付期間 別表(入札日程)のとおりとする。
- ② 交付場所 第3に同じ。  
局ホームページからダウンロード可能

## 第5 競争入札参加申込書の提出

- (1) 本競争入札への参加希望者は、競争入札参加申込書(以下「申込書」という。)を、次の(2)のとおり提出すること。
- (2) 申込書の提出
- ① 提出期間 別表(入札日程)のとおりとする。
  - ② 提出場所 第3に同じ。
  - ③ 提出部数 各1部
  - ④ 提出方法 持参すること。(郵送、宅配便等による送付又は電送によるもの等は認めない。)

## 第6 仕様書の公開及び仕様書に対する質問

- (1) 次の(2)のとおり仕様書を公開し、申込書を提出した者に対して仕様書を貸与する。また、貸与を受けた仕様書は、入札の日までに返却すること。
- (2) 仕様書の公開
- ① 公開期間 別表(入札日程)のとおりとする。
  - ② 公開場所 第3に同じ。
- (3) 仕様書に対する質問書の提出等  
質疑がある場合のみ提出すること。
- ① 提出期限日 別表(入札日程)のとおりとする。
  - ② 提出場所 第3に同じ。
  - ③ 提出方法 持参又は郵送すること。
  - ④ 回答 別表(入札日程)のとおり回答書を発送するとともに、局総務経営課にて閲覧に供する。

## 第7 入札書等及び競争入札参加資格の確認書類の提出等

- (1) 第5に掲げる申込書を提出した者は、天理市建設工事執行規則第8条に規定する入札書(様式第2号)及び請負代金内訳書(工事費内訳書。以下「入札書等」という。)並びに競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争入札参加資格確認資料(以下「資料」という。)を、次の(2)のとおり提出すること。

(2) 入札書等並びに申請書及び資料の提出

- ① 提出期間 別表（入札日程）のとおりとする。
- ② 提出場所 第3に同じ。
- ③ 提出部数 各1部
- ④ 提出期限日 別表（入札日程）のとおりとする。
- ⑤ 送付先 〒632-8799

日本郵便株式会社 天理郵便局 留  
天理市上下水道局 総務経営課 行

⑥ 日本郵便株式会社 天理郵便局留の一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により郵送すること。

⑦ 封筒は二重封筒とし、中封筒に入札書及び工事費内訳書をそれぞれ1通入れ、封かんし表側に工事名及び入札者名を記載した上で、申請書及び資料とともに外封筒に入れること。

⑧ 外封筒の表面に、開札日、工事名、住所又は所在、商号又は名称、代表者氏名を記入した「郵便入札送付票」を貼付すること。

(3) 入札書等並びに申請書及び資料を送付した後、提出期限日までの間は、書面を届け出ることにより入札を辞退することができる。

(4) 入札書等並びに申請書及び資料を送付しなかったとき又は提出期限日までに到着しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。

第8 開札

- ① 日時 別表（入札日程）のとおりとする。
- ② 場所 天理市川原城町600番地10  
天理市上下水道局 2階大会議室

第9 落札者の決定

(1) 入札の執行回数は、1回限りとする。

(2) 天理市契約規則（昭和40年8月天理市規則第22号）第6条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の入札書記載金額を提示し有効な入札を行った者について事後審査を行い、落札者（調査基準価格を下回る入札を行った者の場合は、「落札候補者」という。次の(3)において同じ。）を決定する。

(3) 落札者となるべき入札者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定する。ただし、この場合においてくじを辞退することはできないものとする。

(4) 落札候補者については、次によるものとする。

① 工事費内訳書に記載された経費が、天理市上下水道局建設工事に係る低入札価格調査制度に関する取扱要領（以下「要領」という。）別紙失格判断基準(3)イに規定する基準経費を下回った場合は、失格とする。

② 要領に基づき低入札価格調査を行い、落札者を決定する。

③ 予定価格の範囲内で最低の入札金額であっても、必ずしも落札者とならない場合がある。

第10 入札の無効（無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。）

(1) 本競争入札に係る入札説明書に規定した競争入札参加資格が認められていない者のなした入札

(2) 第2に掲げる競争入札参加資格がない者のなした入札

(3) 第7に掲げる入札の方法によらない入札

(4) 局に対し虚偽の記載をした申請書及び資料を提出した者のなした入札

(5) 入札説明書及び仕様書において示した入札条件等に違反した入札

第11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 契約保証金額は請負金額の10分の1以上とし、保証方法等詳細については天理市建設工事執行規則（昭和48年2月天理市規則第4号）第13条に規定する契約書に定めるとおりとする。

第12 入札公告の掲示場所

天理市役所 掲示場

第13 問い合わせ先

第3に同じ。

## 別表（入札日程）

マンホールポンプ場非常通報装置更新工事 及び農業集落排水処理施設非常通報装置更新工事	
事 項	期 間 等
入札説明書の交付期間	平成29年11月27日（月）から 平成29年12月4日（月）まで
申込書の提出期間 仕様書の公開期間	平成29年11月27日（月）から 平成29年12月4日（月）まで
質問書の提出期限日	平成29年12月8日（金）
質問書への回答日	平成29年12月12日（火）
入札書等の提出期限日	平成29年12月18日（月）
申請書及び資料の提出期限日	平成29年12月18日（月）
開札の日時	平成29年12月19日（火）午前10時
くじを行う場合の日時	平成29年12月19日（火）午後2時

上記の期間・期限は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

（平成29年11月27日掲示済）

## 天理市上下水道局公告第40号

## 一般競争入札について

建設工事の請負について、次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第2項及び第167条の6第1項の規定により公告する。

平成29年11月27日

天理市上下水道事業の管理者

天理市長 並 河 健

## 第1 競争入札に付する事項等

- (1) 工事名 φ500mm配水管改良工事
- (2) 工事場所 天理市石上町・岩屋町地内
- (3) 工事概要 仮設管布設工

φ300～150mm仮設管 L=347.5m  
本設管布設工

φ500mmDIP (GX) L=318.7m

φ350mmDIP (GX) L= 1.6m

φ300mmDIP (GX) L= 5.6m

付帯工 一式

- (4) 工期 平成30年6月29日まで

- (5) 予定価格 94,802,400円

（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）

- (6) 低入札価格調査

低入札調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）の設定を行い、低入札価格調査の結果、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められたときは、落札者とならない場合がある。

## 第2 競争入札参加資格

- (1) 天理市上下水道局（以下「局」という。）に対して、天理市建設工事執行規則（昭和48年2月天理市規則第4号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格審査において土木一式工事の資格を有する建設業者（市内に本店又は営業所（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定するもののうち本店を除いたものであり、かつ、当該営業所が局に対する入札参加資格を有するものに限る。）を有するもの）であって、次の(2)から(4)までに掲げる条件を全て満たし、かつ、この工事に係る競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

- (2) 次の条件をすべて満たしていること。

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

- ② 建設業法第15条の規定による建設業の許可を、土木工事業（特定に限る。）及び水道施設工事業について受けている者であること。

- ③ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（審査基準日が、本入札参加資格確認申請書の提出締切日より1年7箇月前までの直近のもの）における土木一式工事の総合評定値を有する者であること。

- ④ 局が平成29年7月1日に発表した建設工事請負業者格付表（平成29年度）において土木一式工事の格付がA1等級に位置づけされている者であること。

- ⑤ 本競争入札参加資格の確認時点及び本入札の開札日までの間において、局から入札参加停止措置を受けていない者であること。
- ⑥ 本工事の仕様書に対する質問を、書面（様式は自由とする。以下「質問書」という。）により提出した者であること。
- ⑦ 局に対して不誠実な行為のない者であること。
- ⑧ その他詳細は、入札説明書による。
- (3) 次の条件を満たす配置予定技術者をこの工事を行う期間中、1名専任で配置できること。
  - ① 1級土木施工管理技士又はそれと同等以上の資格を有する者
  - ② 入札の申し込みのあった日以前に3箇月以上の雇用関係にある者
  - ③ 監理技術者を置くことが必要な工事にあつては、土木工事業の「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習終了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者
- (4) 次に掲げる当該設計業務の受託者と資本又は人事面において関連がある者でないこと。  
名称 株式会社 ウエスコ 奈良営業所  
所在地 奈良県奈良市大宮町7-2-5 田村ビル

第3 入札担当部課

〒632-8558

天理市川原城町600番地10

天理市上下水道局 総務経営課 庶務係

電話番号 0743-63-1001 内線804

第4 入札説明書の交付

- ① 交付期間 別表（入札日程）のとおりとする。
- ② 交付場所 第3に同じ。  
局ホームページからダウンロード可能

第5 競争入札参加資格の確認等

- (1) 本競争入札への参加希望者は、第2に掲げる資格を有することを証明するため、競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）を次の(2)のとおり提出すること。
- (2) 申請書及び資料の提出
  - ① 提出期間 別表（入札日程）のとおりとする。
  - ② 提出場所 第3に同じ。
  - ③ 提出部数 各1部
  - ④ 提出方法 持参すること。（郵送、宅配便等による送付又は電送によるもの等は認めない。）

第6 仕様書の公開及び仕様書に対する質問

- (1) 仕様書の公開  
次の日程で仕様書を公開し、申請書及び資料を提出した者に対して仕様書を貸与する。
  - ① 公開期間 別表（入札日程）のとおりとする。
  - ② 公開場所 第3に同じ。
- (2) 仕様書に対する質問書の提出等  
質疑の有無にかかわらず提出すること。
  - ① 提出期限日 別表（入札日程）のとおりとする。
  - ② 提出場所 第3に同じ。
  - ③ 提出方法 持参すること。（郵送、宅配便等による送付又は電送によるもの等は認めない。）
  - ④ 回答 別表（入札日程）のとおり回答書を発送するとともに、局総務経営課にて閲覧に供する。

第7 入札書等の提出等

- (1) 第5に掲げる申請書及び資料の提出により本競争入札参加資格を有することの確認を受けた者（以下「競争入札参加資格者」という。）は、天理市建設工事執行規則第8条に規定する入札書（様式第2号）及び請負代金内訳書（工事費内訳書。以下「入札書等」という。）を次のとおり提出すること。
  - ① 入札書等に必要事項を記入し、記名押印した上で、日本郵便株式会社 天理郵便局留の一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により提出すること。
  - ② 入札書等の郵送に際しては、封筒は二重封筒とし、中封筒に入札書1通を入れ封かんし表側に工事名及び入札者名を記載した上で、工事費内訳書とともに外封筒に入れること。
  - ③ 外封筒の表面に、開札日、工事名、住所又は所在、商号又は名称、代表者氏名を記入した「郵便入札送付票」を貼付すること。
- (2) 入札書等の提出
  - ① 提出期限日 別表（入札日程）のとおりとする。
  - ② 送付先 〒632-8799  
日本郵便株式会社 天理郵便局 留



天理市上下水道局 総務経営課 行

- (3) 入札書等を送付した後、入札書等の提出期限日までの間は、書面を届け出ることにより入札を辞退することができる。
- (4) 競争入札参加資格者が、入札書等を送付しなかったとき又は入札書等が提出期限日までに到着しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。

第8 開札

- ① 日 時 別表（入札日程）のとおりとする。
- ② 場 所 天理市川原城町600番地10  
天理市上下水道局 2階大会議室

第9 落札者の決定

- (1) 入札の執行回数は、1回限りとする。
- (2) 天理市契約規則（昭和40年8月天理市規則第22号）第6条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の入札書記載金額を提示し有効な入札を行った者を落札者（調査基準価格を下回る入札を行った者の場合は、「落札候補者」という。次の(3)において同じ。）とする。
- (3) 落札者となるべき入札者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定する。ただし、この場合においてくじを辞退することはできないものとする。
- (4) 落札候補者については、次によるものとする。
  - ① 工事費内訳書に記載された経費が、天理市上下水道局建設工事に係る低入札価格調査制度に関する取扱要領（以下「要領」という。）別紙失格判断基準(3)イに規定する基準経費を下回った場合は、失格とする。
  - ② 要領に基づき低入札価格調査を行い、落札者を決定する。
  - ③ 調査基準価格を下回る入札をした者は、予定価格の範囲内で最低の入札金額であっても、必ずしも落札者とならない場合がある。

第10 入札の無効

本競争入札に係る入札説明書に規定した競争入札参加資格が認められていない者のなした入札、第2に定める競争入札参加資格がない者のなした入札、局に対し虚偽の記載をした申請書又は資料を提出した者のなした入札、並びに入札説明書、仕様書及び天理市上下水道局建設工事郵便入札試行要領において示した入札条件等に違反した入札は無効とする。

第11 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 契約保証金額は請負金額の10分の1以上とし、保証方法等詳細については天理市建設工事執行規則（昭和48年2月天理市規則第4号）第13条に規定する契約書に定めるとおりとする。

第12 入札公告の掲示場所

天理市役所 掲示場

第13 問い合わせ先

第3に同じ。

## 別表（入札日程）

φ500mm配水管改良工事	
事 項	期 間 等
入札説明書の交付期間	平成29年11月27日（月）から 平成29年12月4日（月）まで
申請書の提出期間 仕様書の公開期間	平成29年11月27日（月）から 平成29年12月4日（月）まで
質問書の提出期限日	平成29年12月8日（金）
競争入札参加資格の確認結果の通知日	平成29年12月12日（火）
質問書への回答日	平成29年12月12日（火）
競争入札参加資格がないとした場合の 説明要望書提出期限日	平成29年12月15日（金）
競争入札参加資格がないとした場合の 当該理由の回答日	平成29年12月19日（火）
入札書提出期限日	平成29年12月21日（木）
開札の日時	平成29年12月22日（金）午前9時
くじを行う場合の日時	平成29年12月22日（金）午後2時

上記の期間・期限は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

（平成29年11月28日掲示済）

## 天理市上下水道局公告第41号

## 一般競争入札について

下記の業務委託契約について、次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

平成29年11月28日

天理市上下水道事業の管理者  
天理市長 並 河 健

## 第1 競争入札に付する事項等

- (1) 業務委託名 下水道管路施設点検調査及び管路清掃業務委託 (No. 4)
- (2) 業務委託場所 天理市田部町外
- (3) 業務概要
 

管路調査工	L=6, 506m
TVカメラ調査管渠径φ800mm未満	L=6, 506m
管渠内洗浄工	L=6, 506m
マンホール目視点検	N=260箇所
報告書作成 1式	
下水道台帳システム入力用データ作成 1式	
- (4) 履行期限 平成30年3月9日まで
- (5) 予定価格 17,676,360円  
(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)
- (6) 低入札調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）  
設定有り。
- (7) 低入札失格基準価格（以下「失格基準価格」という。）  
設定有り。

## 第2 競争入札参加資格

- (1) 天理市上下水道局（以下「局」という。）に対して入札参加資格審査申請書（物品購入、役務の提供等）において「下水道管路調査」及び「下水道管路清掃」を提出し、登録を受けた業者であって、次の(2)及び(3)に掲げる条件をすべて満たした者であること。
- (2) 次の条件をすべて満たしていること。
  - ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - ② 過去5年以内（平成24年4月1日から公告日まで。以下同じ。）に同種業務（国又は地方公共団体（公社、公団及び独立行政法人を含む。）が発注した下水道管路の本管TVカメラ調査業務で、調査記録表の作成を含む調査延長L=2km以上のもの。履行期間中のものでも可。以下同じ。）の受託実績を1件以上、又は、同種業務を建設コンサルタント等からの再委託業務（再委託のみ）として2件以上受託した実績を有する者であること。
  - ③ 本件の開札日及び本競争入札参加資格確認時点までの間において、局より入札参加停止の措置を受けていない者であること。
  - ④ 他詳細は、入札説明書による。

(3) 次の条件を満たす技術者を本業務の履行期間中配置できること。

- ① 管理技術者として、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者の資格を有する者で、過去5年以内に管理技術者として同種業務に従事した実績を有する者
- ② 管理技術者は、入札の参加申込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者

第3 入札手続等

(1) 担当部課

〒632-8558

天理市川原城町600番地10

天理市上下水道局 下水道課 事業係

電話番号 0743-63-1001 内線 337

(2) 入札説明書の交付期間及び場所

- ① 交付期間 別表(入札日程)のとおりとする。
- ② 交付場所 (1)に同じ。

(3) 競争入札参加申込書の提出の期間、場所及び方法

- ① 提出期間 別表(入札日程)のとおりとする。
- ② 提出場所 (1)に同じ。
- ③ 提出部数 1部
- ④ 提出方法 持参すること。

(4) 仕様書公開の日時及び場所

- ① 日 時 別表(入札日程)のとおりとする。
- ② 場 所 (1)に同じ。

(5) 仕様書に対する質問書は、下記期限までに提出するものとする。

(質疑がない場合は、提出の必要はありません。)

- ① 提出期限 別表(入札日程)のとおりとする。
- ② 提出場所 (1)に同じ。
- ③ 提出方法 質問書は、持参又は郵送により提出するものとする。(郵送による場合は、提出期限を過ぎて到着したものは無効とする。)

(6) 質問書に対する回答は、質問があった場合のみ別表(入札日程)のとおり入札参加者全員に回答書をFAXで送付するとともに、下水道課にて閲覧に供する。

(7) 競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料(以下「申請書及び資料等」という。)の提出期限日及び送付先

- ① 提出期限 別表(入札日程)のとおりとする。
- ② 送付先 〒632-8799

日本郵便株式会社 天理郵便局 留  
天理市上下水道局 総務経営課 行

③ 提出部数 各1部

④ 提出方法 入札書の送付時において外封筒に同封とする。

⑤ 作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

(8) 競争入札参加者は、天理市建設工事執行規則第8条に規定する入札書に必要事項を記入し、記名押印した上で、日本郵便株式会社 天理郵便局留の一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により指定された到着期限までに提出しなければならない。入札書が到着期限日までに到着しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。

(9) 入札書の到着期限日及び送付先

- ① 到着期限日 別表(入札日程)のとおりとする。
- ② 入札書の送付先 〒632-8799

日本郵便株式会社 天理郵便局 留  
天理市上下水道局 総務経営課 行

(10) 開札日時及び場所

- ① 日 時 別表(入札日程)のとおりとする。
- ② 場 所 天理市川原城町600番地10

天理市上下水道局 2階大会議室

(11) 開札の傍聴

開札の傍聴を希望する場合は、競争入札参加申込書受付票(申込書受付時に交付)及び印鑑を持参の上、開札時間の15分前までに天理市上下水道局下水道課で受付を行うこと。なお、傍聴を代理人に委任される場合は、委任状及び代理人の印鑑を持参すること。

第4 競争入札参加資格の確認

競争入札参加者は入札説明書に定めるところにより、提出期限までに第3(3)の提出方法により申請書及び資料等を提出し、開札後、落札候補者は競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

第5 落札者の決定

- (1) 本入札の執行回数は、1回限りとする。
- (2) 天理市契約規則（昭和40年8月天理市規則第22号）第6条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の入札書記載金額を提示し有効な入札を行った者を落札候補者とし、競争入札参加資格の確認を行ったのち落札者を決定するものとする。
- (3) 落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。くじの対象となった者には、入札執行者より対象となった旨を連絡し、くじを行う日時と場所を通知する。
- (4) 調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、前2号にかかわらず、下記によるものとする。
  - ① 調査基準価格を下回る入札を行った者（失格基準価格を下回る入札を行った者を除く。）を落札候補者とし、競争入札参加資格の確認を行ったのち、低入札価格調査を行い落札者を決定するものとする。
  - ② 調査基準価格を下回る入札を行った者は、予定価格の範囲内で最低の入札金額であっても、必ずしも落札者とならない場合がある。
- (5) 失格基準価格を下回る入札を行った者は失格とする。

第6 その他

(1) 入札の無効等

本入札説明書に規定した競争入札参加資格がない者のなした入札、第2に定める競争入札参加資格がない者のなした入札、本局に対し虚偽の記載をした申請書又は資料を提出した者のなした入札、並びに入札説明書及び仕様書において示した入札条件に違反した入札は無効とする。

(2) 入札中止条件

この入札手続執行途中で、入札参加可能者が皆無となった場合又は開札時に入札参加者が皆無となった場合は、その段階で入札手続又は入札を中止する。

(3) 入札結果の公表等

落札者決定後、競争入札参加者に対し入札結果通知書をもってその結果を通知するとともに、入札結果を総務経営課庶務係で公表する。

(4) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 免除

② 契約保証金 天理市契約規則第17条から第19条の規定による。

第7 入札公告の掲示場所

天理市役所 掲示場

第8 問い合わせ先

天理市上下水道局 下水道課 事業係

電話番号 0743-63-1001 内線 337

## 別表（入札日程）

下水道管路施設点検調査及び管路清掃業務委託 (No. 4)	
事 項	期 間 等
入札説明書の交付期間	平成29年11月28日（火）から 平成29年12月11日（月）まで 天理市上下水道局ホームページからダウンロードできます。
競争入札参加申込書の提出期間 仕様書の公開期間	平成29年11月28日（火）から 平成29年12月11日（月）まで
質問書の提出期限	平成29年12月14日（木）
質問書への回答日	平成29年12月18日（月）
競争入札参加資格確認書等の 提出期限日	平成29年12月21日（木）
入札書到着期限日	
開札の日時	平成29年12月22日（金） 午前10時

上記の期間・期限は、土曜日、日曜日、及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

（平成29年12月1日揭示済）

天理市上下水道局公告第42号  
一般競争入札について

建設工事の請負について、次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第2項及び第167条の6第1項の規定により公告する。

平成29年12月1日

天理市上下水道事業の管理者  
天理市長 並 河 健

## 第1 競争入札に付する事項等

- (1) 工 事 名 全窒素全リン及びCOD（UV）自動測定装置更新工事
- (2) 工事場所 天理市山田町（福住地区処理場内）
- (3) 工事概要 全窒素全リン及びCOD自動測定装置取替 一式  
配線、配管の接続（既設流用） 一式  
試験、調整 一式
- (4) 工 期 平成30年3月30日まで
- (5) 予定価格 10,973,880円  
（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）

## (6) 低入札価格調査

調査基準価格の設定を行い、低入札価格調査の結果、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められたときは、落札者とならない場合がある。

## (7) 競争入札参加資格の確認

開札後、第2に掲げる本入札の競争入札参加資格を有することを確認（以下「事後審査」という。）し、落札者を決定する。

## 第2 競争入札参加資格

- (1) 天理市上下水道局（以下「局」という。）に対して、天理市建設工事執行規則（昭和48年2月天理市規則第4号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格審査において機械器具設置工事の資格を有する建設業者であって、次の(2)及び(3)に掲げる条件を全て満たし、かつ、この工事に係る競争入札参加資格の確認を受けた者であること。
- (2) 次の条件をすべて満たしていること。
  - ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - ② 建設業法第15条の規定による建設業の許可を、機械器具設置工事業について受けている者であること。
  - ③ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（審査基準日が、本入札参加資格確認申請書の提出締切日より1年7箇月前までの直近のもの）における機械器具設置工事の総合評定値が800点以上を有する者であること。
  - ④ 本競争入札参加資格の確認時点及び本入札の開札日までの間において、局から入札参加停止措置を受けていない者であること。
  - ⑤ 局に対して不誠実な行為のない者であること。

⑥ その他詳細は、入札説明書による。

(3) 次の条件を満たす配置予定技術者をこの工事を行う期間中、1名配置できること。

- ① 機械器具設置工事の主任技術者となり得る国家資格等（実務経験によるものを含む。）を有する者
- ② 入札の申し込みのあった日以前に3箇月以上の雇用関係にある者

### 第3 入札担当部課

〒632-8558

天理市川原城町600番地10

天理市上下水道局 総務経営課 庶務係

電話番号 0743-63-1001 内線804

### 第4 入札説明書の交付

- ① 交付期間 別表（入札日程）のとおりとする。
- ② 交付場所 第3に同じ。  
局ホームページからダウンロード可能

### 第5 競争入札参加申込書の提出

(1) 本競争入札への参加希望者は、競争入札参加申込書（以下「申込書」という。）を、次の(2)のとおり提出すること。

(2) 申込書の提出

- ① 提出期間 別表（入札日程）のとおりとする。
- ② 提出場所 第3に同じ。
- ③ 提出部数 各1部
- ④ 提出方法 持参すること。（郵送、宅配便等による送付又は電送によるもの等は認めない。）

### 第6 仕様書の公開及び仕様書に対する質問

(1) 次の(2)のとおり仕様書を公開し、申込書を提出した者に対して仕様書を貸与する。また、貸与を受けた仕様書は、入札の日までに返却すること。

(2) 仕様書の公開

- ① 公開期間 別表（入札日程）のとおりとする。
- ② 公開場所 第3に同じ。

(3) 仕様書に対する質問書の提出等

質疑がある場合のみ提出すること。

- ① 提出期限日 別表（入札日程）のとおりとする。
- ② 提出場所 第3に同じ。
- ③ 提出方法 持参又は郵送すること。
- ④ 回答 別表（入札日程）のとおり回答書を発送するとともに、局総務経営課にて閲覧に供する。

### 第7 入札書等及び競争入札参加資格の確認書類の提出等

(1) 第5に掲げる申込書を提出した者は、天理市建設工事執行規則第8条に規定する入札書（様式第2号）及び請負代金内訳書（工事費内訳書。以下「入札書等」という。）並びに競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）を、次の(2)のとおり提出すること。

(2) 入札書等並びに申請書及び資料の提出

- ① 提出期間 別表（入札日程）のとおりとする。
- ② 提出場所 第3に同じ。
- ③ 提出部数 各1部
- ④ 提出期限日 別表（入札日程）のとおりとする。
- ⑤ 送付先 〒632-8799

日本郵便株式会社 天理郵便局 留  
天理市上下水道局 総務経営課 行

⑥ 日本郵便株式会社 天理郵便局留の一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により郵送すること。

⑦ 封筒は二重封筒とし、中封筒に入札書及び工事費内訳書をそれぞれ1通入れ、封かんし表側に工事名及び入札者名を記載した上で、申請書及び資料とともに外封筒に入れること。

⑧ 外封筒の表面に、開札日、工事名、住所又は所在、商号又は名称、代表者氏名を記入した「郵便入札送付票」を貼付すること。

(3) 入札書等並びに申請書及び資料を送付した後、提出期限日までの間は、書面を届け出ることにより入札を辞退することができる。

(4) 入札書等並びに申請書及び資料を送付しなかったとき又は提出期限日までに到着しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。

### 第8 開札

- ① 日時 別表（入札日程）のとおりとする。

- ② 場 所 天理市川原城町600番地10  
天理市上下水道局 2階大会議室

第9 落札者の決定

- (1) 入札の執行回数は、1回限りとする。
- (2) 天理市契約規則（昭和40年8月天理市規則第22号）第6条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の入札書記載金額を提示し有効な入札を行った者について事後審査を行い、落札者（調査基準価格を下回る入札を行った者の場合は、「落札候補者」という。次の(3)において同じ。）を決定する。
- (3) 落札者となるべき入札者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定する。ただし、この場合においてくじを辞退することはできないものとする。
- (4) 落札候補者については、次によるものとする。
  - ① 工事費内訳書に記載された経費が、天理市上下水道局建設工事に係る低入札価格調査制度に関する取扱要領（以下「要領」という。）別紙失格判断基準(3)イに規定する基準経費を下回った場合は、失格とする。
  - ② 要領に基づき低入札価格調査を行い、落札者を決定する。
  - ③ 予定価格の範囲内で最低の入札金額であっても、必ずしも落札者とならない場合がある。

第10 入札の無効（無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。）

- (1) 本競争入札に係る入札説明書に規定した競争入札参加資格が認められていない者のなした入札
- (2) 第2に掲げる競争入札参加資格がない者のなした入札
- (3) 第7に掲げる入札の方法によらない入札
- (4) 局に対し虚偽の記載をした申請書及び資料を提出した者のなした入札
- (5) 入札説明書及び仕様書において示した入札条件等に違反した入札

第11 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 免除

第12 入札公告の掲示場所

天理市役所 掲示場

第13 問い合わせ先

第3に同じ。

別表（入札日程）

全室素全リン及びCOD（UV）自動測定装置更新工事	
事 項	期 間 等
入札説明書の交付期間	平成29年12月1日（金）から 平成29年12月8日（金）まで
申込書の提出期間 仕様書の公開期間	平成29年12月1日（金）から 平成29年12月8日（金）まで
質問書の提出期限日	平成29年12月12日（火）
質問書への回答日	平成29年12月15日（金）
入札書等の提出期限日	平成29年12月22日（金）
申請書及び資料の提出期限日	平成29年12月22日（金）
開札の日時	平成29年12月25日（月）午前10時
くじを行う場合の日時	平成29年12月25日（月）午後2時

上記の期間・期限は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

（平成29年12月4日揭示済）

天理市上下水道局公告第43号

平成29年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について

天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年3月天理市条例第1号）第7条の規定により、負担金を賦課しようとする区域を次のように定める。

平成29年12月4日

天理市上下水道事業の管理者  
天理市長 並 河 健

記

排水区域の名称	負担金を賦課しようとする区域(町名)
櫛本北第4処理分区	櫛本町の一部